能ケ崎市マスコットキャラクターの使用に関する要綱(目的)

第1条 この要綱は、龍ケ崎市の魅力を市の内外へ効果的に宣伝し、市のイメージアップを図るため、龍ケ崎市マスコットキャラクター「まいりゅう」(以下「キャラクター」という。)を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(キャラクターのデザイン等)

第2条 キャラクターの基本デザイン及び展開デザイン (以下「デザイン」という。)は、別図のとおりとする。

(キャラクターの使用に関する権利)

第3条 キャラクターの使用に関する一切の権利は、市に帰属する。 (使用及び使用の申請等)

- 第4条 何人も営利を目的としないで個人的,家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、キャラクターを使用することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、龍ケ崎市マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、デザインを変更することなく平面でキャラクターを使用しようとするときは、この限りでない。
 - (1) 龍ケ崎市(附属機関を含む。)が業務の目的で使用するとき。
 - (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。
- 3 前項ただし書の規定によりキャラクターを使用しようとする者は、 龍ケ崎市マスコットキャラクター使用届(様式第2号)に関係書類を 添えて、市長に提出するものとする。

(使用の制限)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター の使用を承認しないことができる。
 - (1) 龍ケ崎市又はキャラクターの品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

- (2) 自己の商標若しくは意匠として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治,思想若しくは宗教の活動に利用し,又はそのおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得ることを目的として使用しようとすると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターの使用について適当でないと認めるとき。

(使用の承認)

第6条 市長は、第4条第2項本文の規定による申請があったときは、 その内容を審査の上、キャラクターの使用の可否を決定し、龍ケ崎市 マスコットキャラクター使用承認(不承認)通知書(様式第3号)に より申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、キャ ラクターの使用に関して条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 キャラクターを使用できる期間は、第6条の規定による承認を 受けた日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までとす る。

(使用上の遵守事項)

- 第9条 第6条の規定によるキャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) キャラクターの使用の承認を受けた目的のみに使用すること。
 - (2) キャラクターを使用することができる権利を第三者に譲渡し、 又は転貸しないこと。
 - (3) キャラクターの定められた形,色等に沿って正しく使用すること。
 - (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
 - (5) キャラクターを使用するときは、キャラクターの直下又は直近

- に「龍ケ崎市マスコットキャラクター まいりゅう」又は著作権者を表象する「©龍ケ崎市」若しくは「©RYUGASAKI CITY」と表記すること。
- (6) キャラクターを使用した物件を作製するときは、当該物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、当該完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (7) キャラクターに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

(使用状況等の報告)

第10条 市長は、キャラクターの使用状況等について、必要と認める場合には、使用者に報告を求め、又は調査することができる。

(使用の承認の変更等)

- 第11条 使用者が第6条の規定により承認された内容を変更しようとするときは、龍ケ崎市マスコットキャラクター使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査の上、使用内容の変更の可否を決定し、龍ケ崎市マスコットキャラクター使用変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。この場合において、市長は、キャラクターの使用に関して条件を付すことができる。

(使用の承認の取消し等)

- 第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用の承認を取り消すことができる。
 - (1) 第5条に規定する事項に該当し、又は第9条に規定する事項に 違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消した ときは、龍ケ崎市マスコットキャラクター使用承認取消書(様式第6 号)により使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係るキャラクターを使用した物件をいかなる場合であっても使用してはならな

い。

- 4 市長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して当該承認に係るキャラクターを使用した物件の回収を求めることができる。 (免責)
- 第13条 前条の規定により、市長がキャラクターの使用の承認を取り消 したことにより使用者に損害が生じた場合であっても、市はその責め を負わない。
- 2 使用者がキャラクターの使用について、第三者との間に権利侵害の 紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担に おいてその紛争の処理及び解決を図らなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、同日以後に行う申請について適用する。

別図 (第2条関係)

基本デザイン



展開デザイン

ウィンク



指差し



驚く





指差し2



ばんざい



龍ケ崎市長 様

申請者住所団体名氏名

龍ケ崎市マスコットキャラクター使用承認申請書

龍ケ崎市マスコットキャラクターを使用したいので、龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

使用目的	
使用方法	
商品等への使用	□ 商品等,販売するものに使用します。※ 該当する場合には,□にチェックしてください。
使用数量	
連絡先	担当者名
	電話番号
添付書類	1 申請者の概要2 企画書(レイアウト・スケッチ・原画)3 その他参考資料

龍ケ崎市長 様

申請者住所団体名氏名

龍ケ崎市マスコットキャラクター使用届

龍ケ崎市マスコットキャラクターを使用したいので、龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

使用目的	
使用方法	
使用数量	
連絡先	担当者名 電話番号
添付書類	1 申請者の概要(龍ケ崎市(附属機関を含む。)及び市内の学校を除 く。) 2 企画書(レイアウト・スケッチ・原画)

龍第号月日

様

龍ケ崎市長印

龍ケ崎市マスコットキャラクター使用承認 (不承認) 通知書

年 月 日付けで申請のありました龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用について、龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 承認する
 - (1) 承認番号 第 号
 - (2) 使用条件

ア 龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用に関する要綱を遵守すること。

イ 龍ケ崎市マスコットキャラクター使用承認申請書に記載された内容どおり使用 すること。

2 承認しない

理由

龍ケ崎市長 様

申請者 住所 団体名 氏名

龍ケ崎市マスコットキャラクター使用変更承認申請書

龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用内容を下記のとおり変更したいので、龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

変更の内容	変更前
	変更後
変更の期日	年 月 日
変更の理由	
連絡先	担当者名
	電話番号

龍 第 号年 月 日

様

龍ケ崎市長 印

龍ケ崎市マスコットキャラクター使用変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のありました龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用内容の変更について、龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 承認する
 - (1) 承認番号 第 号
 - (2) 使用条件

ア 龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用に関する要綱を遵守すること。

- イ 龍ケ崎市マスコットキャラクター使用承認申請書(変更承認申請書を含む。)に 記載された内容どおり使用すること。
- 2 承認しない

理由

龍第号年月日

印

様

龍ケ崎市長

龍ケ崎市マスコットキャラクター使用承認取消書

年 月 日付けで承認した龍ケ崎市マスコットキャラクターの使用については、下記の理由により使用の承認を取り消します。

なお,この通知を受けた日以後,承認を受けたキャラクター使用物件は使用できません。

- 1 承認番号 第 号
- 2 取消し理由